犬山市道の駅整備検討委員会規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第8条の規定に基づき、犬山市道の駅整備検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員)
- 第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 専門知識を有する団体に所属する者
 - (3) 市民団体等に所属する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

- 第3条 委員会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

- 第4条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、 会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任し ないときの会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への 出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、専門的な事項を協議するため、必要に応じて専門 部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、その専門部会の会務を総理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部 会の構成員がその職務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

- 第6条 専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、 部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在 任しないときの会議は、会長が招集する。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 専門部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開く ことができない。
- 4 専門部会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議 への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の協議が終了したときは、当該協議の結果を 委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、都市整備部都市計画課におい て行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。